

○義肢装具士法第十四条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目

(昭和六十三年三月二十九日)

(厚生省告示第百号)

改正 平成一二年一二月二八日厚生省告示第四五〇号

義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第十四条第二号の規定に基づき、厚生大臣の指定する科目を次のとおり定める。

義肢装具士法第十四条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目

(平一二厚告四五〇・題名追加)

- 一 心理学、倫理学、社会学、人間発達学及び社会福祉学のうち一科目
- 二 数学、物理学、生物学及び数理統計学のうち二科目
- 三 外国語
- 四 保健体育

改正文(平成一二年一二月二八日厚生省告示第四五〇号) 抄

平成十三年一月六日から適用する。